

※申請前に必ずご確認ください



**「協同労働」個別プロジェクト
立ち上げ支援事業補助金
応募の手引**

【応募期間】

令和8年5月19日（火）～6月5日（金）

※応募には事前相談が必須となります。相談の段階、事業内容によって異なりますが、相談開始から応募まで3か月から1年程度の準備期間が必要です。

＊問い合わせ先＊

【事前相談に関すること】

広島市協同労働支援センター
〒 730-0005
広島市中区西白島町 2 3 番 9 号
(広島市シルバー・協同労働センター 2 階)
☎ 082-554-4400
✉ kyodo-shien@sjc.ne.jp
HP <https://kyodo-rodo.jp/>

【補助金に関すること・申請書の提出先】

広島市経済観光局雇用推進課
〒 730-8586
広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号
☎ 082-504-2244
✉ koyou@city.hiroshima.lg.jp

目次



- 1 はじめに …P 4
- 2 補助金の対象 …P 5
 - ① 補助の対象となる団体は？ ② 補助の対象となる事業は？ ③ 補助の対象となる経費は？
 - ④ 補助の対象とならない経費は？ ⑤ 補助率は？ ⑥ 補助金の額は？
- 3 申請スケジュール・提出書類 …P1 1
 - ① 応募 ② 書面審査 ③ プレゼンテーション審査 ④ 交付決定 ⑤ 口座振込
 - ⑥ 事業実績・収支決算の報告（申請年度分）
 - ⑦ 事業実績・収支決算の報告（申請年度の翌年度分から3年度分）
- 4 遵守事項 …P1 6
- 5 ご協力をお願い …P1 8

1 はじめに

💡 補助金の目的

「協同労働」個別プロジェクト立ち上げ支援事業補助金は、就労や社会参加に向けた意欲と能力がある者が、「協同労働」を活用して、本市の地域課題の解決に取り組むことを促進し、もって地域コミュニティの再生及び地域共生社会の実現を図ることを目的としています。

💡 協同労働とは？

✳ 次のア～エを全て満たす働き方です。

ア 事業に従事する者自ら出資して経営に参画すること。（※1）

イ 継続するために一定の収入を得ること。

ウ 営利を目的としていないこと。（※2）

エ 従事した程度に応じて配当を行うこと。

※1 「経営に参画する」とは、経営方針等について、対等な立場（1人1票の原則）で意見を出し合いながら決定することをいいます。

※2 「営利を目的としていない」とは、出資額に応じた配当を認めないことをいいます。

💡 個別プロジェクトとは？

✳ 次のア・イを全て満たす事業をいいます。

ア 「協同労働」の仕組みを活用すること。

イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第2条第3号に規定する労働者派遣事業に当たらないこと。

2 補助金の対象

① 補助の対象となる団体は？

✳ 補助対象団体（※1）は、次のア～オを全て満たす団体です。

- ア 代表者を含む構成員、規約その他の団体の概要が明確であること。
- イ 広島市に補助対象事業（7ページ参照）の拠点（※2）があること。
- ウ 同一団体において補助対象事業に専属して従事する構成員が3名以上であること。
- エ 構成員全員満15歳に達した日以後最初の3月31日が終了していること。
- オ 代表者が18歳以上であること。

✳ 次のア～ウのいずれかに該当する方が団体の構成員に含まれている場合は、補助対象団体となりません。（※3）

- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」といいます。）
- イ 同法第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- ウ 広島県暴力団排除条例第19条第3項の規定による公表が現に行われている者

※1 立ち上げ前のものを含みます。

※2 補助対象事業の拠点とは、補助対象団体の構成員が、補助対象事業を実施するために定期的に使用する場所などをいいます。

拠点を置かずに活動する場合など、該当する場所がない場合に限り、補助対象団体の代表者の自宅となります。

※3 詳しくは、次ページの「暴力団関係者について」をご覧ください。

(参考) 暴力団関係者について

＊ 次の1～3のいずれかに該当する者が、団体の構成員に含まれている場合、補助対象となりません。

区 分	内 容
1 暴力団員	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。
2 暴力団密接関係者	<p>次のいずれかに該当する者をいいます。</p> <p>ア その行うべき事業の経営若しくは運営を暴力団若しくは暴力団員等（暴力団員及び県公安委員会公表者をいう。以下この項目において同じ。）に行わせ、経営上若しくは運営上の重要事項の決定に暴力団若しくは暴力団員等を関与させ、又は暴力団員等を役員若しくは店舗、工場その他の事業所を代表する使用人としている事業者</p> <p>イ 暴力団が勢力を誇示するために行う活動若しくは暴力団に特有の行事に参加し、又はこれらの活動若しくは行事の開催を支援するなど、積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与することとなる行為をしている者（事業者を含む。）</p> <p>ウ 暴力団員とゴルフ、飲食（生活上必要な日常の食事を除く。）、旅行その他の遊興をしばしば共にし、又は暴力団若しくは暴力団員と社会通念上形式的又は儀礼的なものと認められる限度を超えた贈答を行うなど、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（事業者を含む。）</p> <p>エ 事情を知って、上記アからウまでの者を利用している者（事業者を含む。）</p> <p>オ 事情を知って、上記アからウまでの者に資金等を供給し、又は便宜を供与している者（事業者を含む。）</p>
3 県公安委員会公表者	暴力団への利益供与を行ったことなどにより、広島県暴力団排除条例第19条第3項の規定による公表が現に行われている者をいいます。

② 補助の対象となる事業は？

✳ 補助対象事業は、次のア～エを全て満たす事業をいいます。

ア 補助対象団体（5ページ参照）が主体となって実施する個別プロジェクト（4ページ参照）であること。

イ 補助申請年度の翌年度から、3年以上継続し、かつ、3年以内に単年度の経常収支が黒字化できる見込みがあること。

ウ 広島市に対象地域（※）があること。

エ 事故等に備えた保険に加入していること。

✳ 上記にかかわらず、次のア～オのいずれかに該当する事業は、補助対象事業となりません。

ア 補助申請年度の3月31日までに、立ち上げ支援事業補助金以外の補助金（類似するものを含みます。）を受けて実施する事業

イ 広島市の地域課題と無関係である事業

ウ 特定の政党、宗教を利する又は害する事業

エ 主要な部分を外部に委託する事業

オ その他市長が適当でないと認める事業

※ 「補助対象事業によりサービス提供を受ける住民が居住する地域」

例：「広島市内に住む高齢者の通院付き添いをする場合」

「補助対象事業の実施場所が所在する地域」等

例：「広島市外に住む方が広島市内に所有する農地の草刈りをする場合」

③ 補助の対象となる経費は？

✳ 補助対象経費は、

- ・補助金の交付決定通知の日から補助申請年度の3月31日までに、
- ・構成員が支出し、かつ、その支出の目的が完了した（※）、
- ・補助対象事業の立ち上げに必要とする経費のうち、次のア～カに該当する経費です。

ア 人件費

イ 拠点整備費（補助対象事業（7ページ参照）の拠点を整備するための経費をいいます。）

ウ 物品購入費

エ 広告宣伝費

オ 保険料

カ その他市長が必要と認める経費

※ 購入した物品が納品されたり、外部事業者に依頼した工事が終了した等

（例）

人件費	事業に従事した構成員に対する賃金、交通費、経営コンサルタントなどに対する謝礼金、交通費 など
拠点整備費	事務所、倉庫の賃借費用、キッチンのリフォーム費用 など
物品購入費	電化製品の購入費用、福祉用具、農業機械のリース費用、文房具の購入費用、食材購入費用（カフェや配食サービスなど、食材の仕入れが事業に不可欠となる場合に限り。） など
広告宣伝費	ホームページ作成費用、チラシ印刷費用 など
保険料	ボランティア保険料 など

④ 補助の対象とならない経費は？

✳ 次のア～エの経費は、補助対象外となります。

- ア 飲食費（カフェや配食サービスなど、食材の仕入れが事業に不可欠となる場合を除きます。）
- イ 不動産の購入費
- ウ 賃貸借契約において支払う敷金その他構成員に返還される可能性のある経費
- エ その他市長が適当でないと認める経費（※）

※（例）・ポイントを支払に利用した場合のポイント利用金額
（交付された補助金を使ってポイントを貯めることは認められません）
・必要以上に高額となる場合の経費

⑤ 補助率は？

✳ 補助率は、補助金の対象経費の総額の2分の1です。

⑥ 補助金の額は？

✳ 物品の購入やリースについては1品目当たり、工事や委託などの役務については1件当たりの補助金の額は、50万円までです。また、合計で100万円までです（千円未満は切り捨てとなります。）。

(参考) 補助金計算の具体例

【Aさんの場合】

Aさんは、一人暮らしの高齢者など地域住民の方の交流の場をつくるため、自宅を改修してカフェを開くことにしました。開業に当たり、駐車場が必要と考えましたが、自宅の敷地が広くなかったことから、隣接地を購入することにしました。

「事業の立ち上げに必要な経費と補助金額」

項目	金額	対象経費	算定基礎額	備考
隣接地購入費	300万円	×	0円	不動産の購入費は補助対象外
自宅キッチン改修費	120万円	○	100万円	算定基礎額の上限は100万円（1単価当たりの補助金上限は50万円）
大型冷蔵庫購入費	60万円	○	60万円	
スタッフ人件費	30万円	○	30万円	
カフェ用の食材購入費	20万円	○	20万円	
スタッフ懇親会用の食材購入費	5万円	×	0円	事業に不可欠な経費とは認められないため、補助対象外
合計			210万円	
合計の1/2			105万円	対象経費総額の1/2
補助金額合計			100万円	補助金額の合計上限は100万円

3 申請スケジュール・提出書類

【補助金の申請年度】



時期	R8年 5月19日 ～ 6月5日	6月8日 ～ 6月26日	7月6日	7月17日 (予定)	9月4日 (予定)	～R9年 3月31日
----	---------------------------	--------------------	------	---------------	--------------	---------------

※交付後、必要に応じて、事業計画・収支予算の変更申請可
 ※日程は前後する場合があります

【申請年度の翌年から3年間（毎年度）】



時期	毎年度4月1日～5月10日（R9～11年度）
----	------------------------

① 応募

✳ 応募書類

次のア～オの書類にご記入の上、応募期間内にご提出ください。（2ページ参照）
なお、必要に応じて、他の書類の提出を求める場合があります。

- ア 補助金交付申請書（様式第1号）
- イ 事業計画書（様式第2号）
- ウ 収支予算書（様式第3号）
- エ 団体の概要書（様式第4号）
- オ 誓約書（様式第5号）

② 書面審査

✳ ご応募いただきました事業について、補助対象団体、補助対象事業及び補助対象経費の要件に適合するかどうかの書面審査を行います。

③ プレゼンテーション審査

- ✳ ②書面審査の結果、要件に適合する事業については、学識経験者などで構成する「協同労働」個別プロジェクト事業可能性検討会議（以下「検討会議」といいます。）において、プレゼンテーション審査を行い、各構成員から意見を聴取します。
- ✳ プレゼンテーション審査では、団体の担当者の方に、ご応募いただきました事業の内容などを説明していただき、各構成員からの質問に答えていただきます。
- ✳ 評価基準について詳しくは、次ページの「プレゼンテーション評価の視点について」をご覧ください。
- ✳ プレゼンテーション審査の開催日時は、別途お知らせします。

(参考) プレゼンテーション評価の視点について

項目		評価のポイント
公益性		<ul style="list-style-type: none"> ・地域課題を的確にとらえているか。 ・事業内容は、利益のみを目的とするものではなく、地域住民の利益増進に寄与し、地域の課題を解決するものとなっているか。
波及性		<ul style="list-style-type: none"> ・事業内容に工夫があるか。 ・事業内容が、同様の地域課題のある他の地域でも活かせる内容となっているか。 ・事業内容に、他の地域でも「取り入れたい」と思わせる要素があるか。
実行性	ニーズの把握・掘り起こし	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のニーズを具体的に調査しているか。 ・ニーズを掘り起こす手段（広報方法）が有効なものか。
	実行能力	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実行するための人員・物品・資金等が確保されているか。 ・行政の許可や地権者の同意等、事業の実現に必要な手続きはクリアされているか（又はクリアできる見込みはあるか。）。
	計画の熟度	<ul style="list-style-type: none"> ・事業内容が具体的に決定しているか。 ・スケジュールが具体的に決定しているか。 ・収支予算書における収入・支出の内容は精査されているか。
	地域（住民）の理解・協力	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民等の理解と協力を得られる事業内容となっているか。 ・地域住民・団体等の協力を得ているか（又は得る見込みがあるか。）。
費用対効果		<ul style="list-style-type: none"> ・補助金に見合う事業効果が期待できるものになっているか。
継続性		<ul style="list-style-type: none"> ・補助申請年度の翌年度以降も、継続的な収入が得られる見込みがあるか。 ・事業に必要な構成員を継続的に確保できる見込みがあるか。 ・事業内容は、継続的に利用者が獲得できるものか。

④ 交付決定

✳️ ②書面審査及び③プレゼンテーション審査において聴取した意見等を踏まえ、次のア又はイのとおり団体に通知します。

ア 補助金を交付することが適当であると決定した事業について補助金額を決定し、補助金交付決定通知書（様式第6号）により通知します。この場合、広島市ホームページ等に団体名、事業内容等を掲載します。なお、補助金額は、広島市の予算の範囲内で決定すること、事業内容の一部の変更を交付決定条件とする場合があることなどから、ご応募いただきました金額を下回る場合があります。

イ 補助金を交付することが不適當であると決定した事業について、上記の旨を補助金不交付決定通知書（様式第7号）により通知します。

⑤ 口座振込

✳️ 交付決定した事業の補助金は、事業開始当初に概算額が支払われます。

✳️ ④交付決定の補助金交付決定通知書が届いてから、概ね30日以内にご指定の口座に振り込まれます。

（必要に応じて）事業計画・収支予算の変更申請

✳️ 事業の内容又は予算を変更しようとするときや、事業を中止又は廃止しようとするときは、次のア～ウの書類にご記入の上、**事前**にご提出ください。

ア 事業計画変更申請書（様式第8号）

イ 変更事業計画書（様式第9号）

ウ 変更収支予算書（様式第10号）

✳️ ご提出いただきました内容が適正であると認めるときは、事業計画変更承認書（様式第11号）により、補助事業団体に通知します。

⑥ 事業実績・収支決算の報告（申請年度分）

✳ 補助申請年度の3月31日までに、次のア～エの書類にご記入の上、ご提出ください。

- ア 補助事業実績報告書（様式第12号）
- イ 事業実施報告書（様式第13号）
- ウ 収支決算書（様式第14号）
- エ 領収証その他の収支の事実を証する書類又はその写し

✳ ご提出後、補助金の額について補助金交付確定通知書（様式第15号）により通知します。

✳ 事業の実施内容などによっては、補助金の全部又は一部を返還していただくことがあります。

⑦ 事業実績・収支決算の報告（申請年度の翌年度分から3年度分）

✳ 毎年度の4月1日から5月10日までに、次のア～ウの書類にご記入の上、ご提出ください。

- ア 前年度分の補助事業実績報告書（様式第12号）
- イ 前年度分の事業実施報告書（様式第13号）
- ウ 前年度分の収支決算書（様式第14号）

4 遵守事項など

＊ 補助金の使用について

- ・補助金は、交付決定した事業以外の目的に使用しないでください。

＊ 事業が完了しない場合等について

- ・事業が補助申請年度内に完了しないときや、事業の遂行が困難になったときは、すぐに報告してください。

＊ 事業により取得した財産等について

- ・事業により取得し、又は効用の増加した財産について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める期間（最大10年とします。）内に、補助金の交付目的以外に使用したり、譲渡したり、交換したり、貸し付けたり、又は担保に供したり、除却したり、廃棄したりしようとするときは、**事前に**相談してください。

＊ 収支に関する領収証書の整理・保管等について

- ・領収証書を整理・保管し、現金出納簿等の帳票を備え、収支の額及び補助金の使途を記録してください。また、領収証書及び帳票については、事業年度終了後、5年間保存してください。

＊ 補助金の返還について

- ・団体から虚偽の申請があった場合、団体の都合により事業の実施が困難になった場合などには、団体に対し補助金の一部又は全部の返還や是正措置の実施を命じることがあります。

＊ 補助金交付事業であることの記載について

- ・補助金を活用して、ポスター、リーフレットなどの印刷物を作成する場合は、『「協同労働」個別プロジェクト立ち上げ支援事業補助金交付事業』であることを明記してください。

＊ 事業の調査等について

- ・必要に応じて、事業の実施場所や拠点等において、調査を実施する場合があります。

＊ 情報公開等について

- ・提出された書類等については、個人情報保護法、広島市情報公開条例及び個人情報保護条例等の規定に基づき取り扱います。また、ご提出いただきました書類等は原則返却しませんので、ご提出前に写しを取り、保管するようにしてください。

5 ご協力をお願い

＊ 広島市シルバー・協同労働センターの一般会員（協同労働会員）への加入について

- ・新たに設立する皆様には、公益社団法人広島市シルバー・協同労働センターの一般会員（協同労働団体が対象）に団体としての加入をお願いしています。会費は無料です。

＊ 広報のご協力について

- ・広島市のホームページや広報紙、広報番組などにおいて、団体や事業を紹介する場合がありますので、ご協力をお願いします。また、団体においても、ホームページ等を通じて活動内容や協同労働について積極的にPRしていただきますようご協力をお願いします。

＊ 視察受け入れのご協力について

- ・広島市内・市外の行政職員や地域団体が、団体や事業の視察を希望される場合、事業の説明などをお願いすることがありますので、ご協力をお願いします。